

# 設計業務委託仕様書

## I 業務概要

1. 業務名称 令和7年度 みのわテラス農産物加工所改修工事  
実施設計業務委託

### 2. 施設概要

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 施設の名称 | みのわテラス 農産物加工所   |
| (2) 敷地の場所 | 長野県上伊那郡箕輪町      |
| (3) 施設用途  | 道の駅施設（農産物加工所増築） |
| (4) 主要構造  | 木造平家建て          |
| (5) 用途地域  | 都市計画区域内 無指定     |
| (6) 防火地域  | 指定なし            |
| (7) 容積率   | 200 %           |
| (8) 建ぺい率  | 60 %            |

### 3. 業務の内容

#### (1) 業務概要

a. 対象施設名称 規模 約135㎡

- ・フリースペース、情報案内スペース、ベビースペース、授乳室、男女トイレの増築について計画する。（別紙平面図のとおり）

上記の増築工事に必要な意匠、設備設計、積算ほか業務

#### (2) 工事の条件

a. 予定工事費（総工事費） 約68,640千円（税込み）

b. 設計期間 着手日 から 令和8年3月31日 まで

※令和8年3月議会で令和8年度事業に繰越予定

c. 工事工期（予定工期） 令和8年6月 から 令和9年3月 予定

#### (3) 設計と条件

- ・実施設計業務要領
- ・参考資料 配置図・平面図

## II 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は「長野県建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」（長野県建築住宅課）を準用する。

### 1. 管理技術者等の資格要件

#### (1) 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という）または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士（以下「二級建築士」という）（ただし、二級建築士にあっては、建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備士」という）とする。）

#### (2) 担当技術者

担当技術者の中から、主任担当技術者を1名選定し配置する。なお、主任担当技術者は、担当設計業務の分野について専門的な知識と経験を有する者とし、資格要件は次による。

- ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- ・建築士法第2条第3項に規定する二級建築士

## 2. 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 業務概要
- (2) 業務方針
- (3) 業務工程表
- (4) 管理体制及び連絡体制
- (5) その他

## 3. 設計業務の内容及び範囲（国土交通省告示第8号による）

- (1) 一般業務の範囲
  - a. 実施設計業務（現地調査等業務を含める）
    - ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
    - ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
    - ・ 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
    - ・ 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
  - b. その他
    - ・ 委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成
    - ・ 既存建築物現場調査業務等
- (2) 追加業務の内容及び範囲
  - a. 成果図書に基づく積算業務
    - ・ 建築積算（工事費内訳書の作成、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収(3社以上)、見積検討資料の作成)
    - ・ 電気設備積算（工事費内訳書の作成、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収(3社以上)、見積検討資料の作成)
    - ・ 機械設備積算（工事費内訳書の作成、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収(3社以上)、見積検討資料の作成)
  - b. その他
    - ・ 必要であれば関連する申請手続き業務等
    - ・ 工事に係る設計変更業務（工事で変更が生じた場合）

## 4. 業務の実施

- (1) 一般事項
  - a. 実施設計業務は、提示された与条件、適用基準等に基づき実施する。
  - b. 積算業務は村の担当職員（以下、監督員という）の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき実施する。
  - c. 労務費は最新の公共工事設計労務単価及び積算基準を採用する。
  - d. 工事単価等は最新版の刊行物（要：監督員協議）により採用する。
- (2) 提出書類
  - a. 契約時提出書類

名 称	部 数	規 格	備 考
技術者等通知書	1	A 4	
技術者等経歴書	1	A 4	
業務工程表	1	A 4	
業務計画書	1	A 4	内容は本仕様書Ⅱの2による書式は任意で可

b. 完了時提出書類

1. 契約に係る書類

名 称	部 数	規 格	備 考
完了届	1	A 4	
請求書	1	A 4	

2. 成果物5（1）による書類

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（建築基準法、消防法等の所管官庁との打合せ等）

(4) 適用基準等：特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとし、何れも最新版を採用すること。

本業務に以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設的设计内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 建築・電気・機械設備

① 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）

② 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 同 上（最新版）

③ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 同 上（最新版）

b. 積算

① 公共建築工事積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）

② 公共建築改修工事の積算マニュアル 同 上（最新版）

③ 公共建築（建築設備）数量積算基準 同 上 制定（最新版）

④ 公共建築工事共通費積算基準 同 上 制定（最新版）

⑤ 以上によることができないものは次による。

- ・ 標準工事歩掛要覧 (財)経済調査会発行
- ・ 建設工事標準歩掛 (財)建設物価調査会発行
- ・ 建築数量積算基準・解説 建築積算研究会制定
- ・ その他 監督員の承諾したもの

(5) 一般業務のうち業務委託内容に含まれない業務（対象外業務）の範囲等  
該当なし

(6) その他、業務の履行に係る条件等

a. 成果物の提出場所 箕輪町 みどりの戦略課

b. 成果物の取り扱いについて

提出されたCAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

c. 設計に係る著作権について

当該設計に係る著作権は、発注者に帰属する。

d. 提出された設計図には、設計に関係した管理技術者の所属、氏名を明示するとともに、完成図にも同様の表示を行うことに同意すること。

## 5. 設計の概要

### (1) 農産物加工所（改修）

- a. 「漬物仕込室」「漬物倉庫」及び「漬物充てん包装室」の改修  
東側から買い物客が出入りできるようにし、シンク等の既存設備を撤去。  
「漬物倉庫」及び「漬物充てん包装室」を1室にし、東側の小窓から屋外に向かって販売できるようにする。
- b. 風除室の設置  
建屋南側の出入口に風除室を新設。
- c.
- c. その他（建築基準法、消防法等の所管官庁との打合せ等）
- c. その他（建築基準法、消防法等の所管官庁との打合せ等）
- c. その他（建築基準法、消防法等の所管官庁との打合せ等）

## 6. 成果物、提出部数等

### (1) 実施設計

	名 称	部数	規格	備 考
●	設 計 図（白焼）	2	A 2	特記仕様書を含む。二つ折り保存箱入
●	設 計 図（白焼）	2	A 3	特記仕様書を含む。縮小版
●	設計図電子データ	1	A 2 A 3	保存形式はJWW形式とし、その他の形式とする場合は監督員の指示による
●	金入り金抜き工事内訳書	1	A 4	各1部、電子データ（Excel）共
●	数量算出書	1	A 4	電子データ（Excel）共
●	単価算出書	1	A 4	電子データ（Excel）共
●	見 積 書	1	A 4	3社以上の見積書
●	見積比較表	1	A 4	電子データ（Excel）共
●	特殊工法・カタログ	1	A 4	
●	打ち合わせ記録（写）	1	A 4	
●	工程表	1	A 4	